月額掛金

※掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

保険年齢	性別	10口	8口	6口	4口	2口	1口
15歳～55歳	男性	6,870円	5,754円	4,380円	2,920円	1,460円	
	女性						
56歳～60歳	男性	10,750円	8,972円	6,822円	4,548円	2,274円	
	女性	8,900円	7,375円	5,595円	3,730円	1,865円	
61歳～65歳（更新のみ）	男性					2,720円	1,360円
	女性					2,074円	1,037円
66歳～70歳（更新のみ）	男性					3,417円	1,709円
	女性					2,324円	1,162円
71歳（更新のみ）	男性					4,011円	2,006円
	女性					2,709円	1,355円
72歳（更新のみ）	男性					4,251円	2,126円
	女性					2,863円	1,432円
73歳（更新のみ）	男性					4,602円	2,301円
	女性					3,055円	1,528円
74歳（更新のみ）	男性					4,984円	2,492円
	女性					3,261円	1,631円
75歳（更新のみ）	男性					5,406円	2,703円
	女性					3,480円	1,740円

※掛金は更新日（毎年10月1日）の年齢に応じて上記のとおりとなります。なお、中途加入者の年齢計算基準日も更新日（毎年10月1日）となります。
（年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は、6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし、6ヵ月以下のものは切り捨てます。）
※掛金は、定期保険（団体型）の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。

税法上のお取扱い

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。（法基通9-3-5）（所基通36-31の2）

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員の所得税の対象にもなりません。（直審3-8）（所基通36-31の2）

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。
また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

保険期間

保険期間は1年間（毎年10月1日～その翌年9月30日）で、毎年自動的に更新されます。

加入日（効力発生日）

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。

加入（増額）・脱退手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。
加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。
なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。
ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以後の保障はなくなります。

配当金

定期保険（団体型）部分（特約を含む）について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
ただし、中途で脱退された方についての配当金はありません。

加入者（被保険者）のみなさまへ

定期保険（団体型）は契約者:柏商工会議所、被保険者:当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者:当商工会議所の会員という契約形態による、保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。
なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」、当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。　生命保険契約者保護機構　https://www.seihohogo.jp/　TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

［お問合せ先］

柏商工会議所
〒277-0011　柏市東上町7-18
TEL 04-7162-3311　FAX 04-7162-3323

［定期保険（団体型）引受保険会社］

アクサ生命保険株式会社
〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）

［取扱店］

アクサ生命保険株式会社　松戸営業所　柏分室
〒277-0011　柏市東上町7-18　柏商工会議所会館1F
TEL 04-7163-5786　FAX 04-7163-0169

AXA-A1-2609-0428/315（2026.07目家給付）

会員事業所のみなさまへ

新カタクリ共済

ご加入のおすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）
＋柏商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金・助成金制度）

ご留意ください

柏商工会議所独自の見舞金等の給付制度と同商工会議所がアクサ生命保険株式会社と締結した定期保険（団体型）*を組み合わせた保障プラン名称が新カタクリ共済です。
それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

*入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約付 定期保険（団体型）



福利厚生制度にご活用いただけます

- 業務上・業務外を問わず **24時間保障**
- 1年更新で医師の **診査なし**
- 剰余金があれば **配当金も！**
- 商工会議所独自の **給付制度も！**
- **6大生活習慣病入院一時金**
 ガン入院一時金・ガン先進医療一時金
- **健康増進に役立つ付帯サービスも**
 健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

【個人情報のお取扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

①ご加入者の個人情報（氏名・性別・生年月日等）は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所（事業主）から当商工会議所に提供されます。

②当商工会議所は、会員事業所（事業主）より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している定期保険（団体型）契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社（以下、「アクサ生命」という）にこれを提供します。

③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。

④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。

⑤定期保険（団体型）契約の引受保険会社が変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

柏商工会議所

新カタクリ共済の内容

保障内容

・主契約：定期保険（団体型）
・特　約：入院給付金付災害割増特約・ガン重点保障型生活習慣病一時金特約

お支払事由 ＼ □数		10 □	8 □	6 □	4 □	2 □	1 □
死亡	不慮の事故により死亡したとき **＜死亡保険金（主契約）＋災害保険金＞**	2,000万円	1,900万円	1,500万円	1,000万円	500万円	250万円
	上記以外の事由により死亡したとき **＜死亡保険金（主契約）＞**	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	50万円
高度障害	不慮の事故により 高度障害状態*1のいずれかになったとき **＜高度障害保険金（主契約）＋災害高度障害保険金＞**	2,000万円	1,900万円	1,500万円	1,000万円	500万円	250万円
	傷害または疾病により 高度障害状態*1のいずれかになったとき **＜高度障害保険金（主契約）＞**	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	50万円
入院・治療	不慮の事故により1日以上の入院をしたとき （同一事故による入院は、更新前の入院日数を含み、通算60日限度） **＜入院給付金＞** 日帰り入院から保障	1日につき 15,000円	1日につき 15,000円	1日につき 12,000円	1日につき 8,000円	1日につき 4,000円	1日につき 2,000円
	ガン*2で1日以上の入院をしたとき （1年に1回限度） **＜ガン入院一時金＞** 日帰り入院から保障	20万円	16万円	12万円	8万円	4万円	2万円
	6大生活習慣病*3で1日以上の入院をしたとき （1年に1回限度） **＜6大生活習慣病入院一時金＞** 日帰り入院から保障	10万円	8万円	6万円	4万円	2万円	1万円
	ガン*2の治療を直接の目的とした先進医療による療養を受けたとき **＜ガン先進医療一時金＞**	50万円	40万円	30万円	20万円	10万円	5万円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当したときにお支払いします。
※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当したときもお支払いします。
※ガン先進医療一時金について、公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、お支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療一時金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があり、また随時見直しがなされています。
※日帰り入院（入院日数が1日）とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことをいい、病院または診療所に対する入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。

＊1 お支払いの対象となる高度障害状態
1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

＊2 お支払いの対象となるガン
・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物
・消化器の悪性新生物
・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物
・骨および関節軟骨の悪性新生物
・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物
・中皮および軟部組織の悪性新生物
・乳房の悪性新生物
・女性生殖器の悪性新生物
・男性生殖器の悪性新生物
・腎尿路の悪性新生物
・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
・独立した（原発性）多部位の悪性新生物
・上皮内新生物
・真正赤血球増加症<多血症>
・骨髄異形成症候群
・慢性骨髄増殖性疾患
・本態性（出血性）血小板血症
・ランゲルハンス細胞組織球症

＊3 お支払いの対象となる6大生活習慣病
・糖尿病　・心疾患　・高血圧性疾患
・脳血管疾患　・肝硬変　・慢性腎不全

柏商工会議所独自の給付制度の内容

給付内容 ＼ □数	10 □	8 □	6 □	4 □	2 □	1 □
災害通院見舞金 （不慮の事故により5日以上通院した場合、保険期間中1回限度）	30,000円	24,000円	18,000円	12,000円	6,000円	3,000円
病気入院見舞金 （病気により5日以上入院した場合、保険期間中1回限度）	50,000円	40,000円	30,000円	20,000円	10,000円	5,000円
結婚祝金 （加入後1年経過後に結婚）	30,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	2,500円
出生祝金 （加入後1年経過後に出生）	30,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	2,500円
入学祝金 （加入後1年経過後に小学校入学）	30,000円	20,000円	15,000円	10,000円	5,000円	2,500円
生活習慣病健診助成金 （当商工会議所主催によるもの）	生命共済加入者1名につき 9,000円		生命共済加入者1名につき 6,000円		生命共済加入者1名につき 3,000円	

①柏商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
②災害通院見舞金はケガで5日以上実通院をしたとき、病気入院見舞金は5日以上の継続入院をしたとき、それぞれ保険期間中1回を限度として支給いたします。
③結婚祝金は加入者が結婚したとき、出生祝金は加入者が出産したとき支給いたします。
④入学祝金は加入者の子が小学校に入学したときに支給いたします。
⑤柏商工会議所独自の給付制度による見舞金は、定期保険（団体型）の保険金・給付金と重複してお支払いしません。
⑥「重要事項説明書」に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も定期保険（団体型）と同様に取扱います。

※詳細は「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス

※サービス内容について詳しくは、別紙をご覧ください。

新カタクリ共済の取扱い

加入資格・条件

1. 柏商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で加入される年の10月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え60歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が2口、4口、6口、8口、10口のいずれかの口数で加入できます。なお、60歳6ヵ月を超え75歳6ヵ月までの方は1口または2口で更新できます。ただし、1口から2口への増口はできません。
2. 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日（告知日）現在、正常に就業している方*4に限ります。次の留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。

過去1年以内の健康状態	**告知事項**	**①加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上の入院をしたことがありますか。**
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡（ファイバースコープ）・カテーテル・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して14日以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	**②加入（増額）申込日（告知日）から過去1年以内に、別表の病気やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。**
	留意事項	●「14日以上にわたる」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食事療法・運動療法も含みます。

別表　心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症*5、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神障害、てんかん、肺気腫、肺結核、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

3. 当商工会議所を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続をお取りください。
4. 商工会議所会員入会申込みと同時（同日）に本共済制度のお申込みをされた場合、万一入会できなかった際は本共済制度にもご加入できません。

＊4 申込日（告知日）現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日（告知日）現在、次の状態にある者を除いた方です。
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）
＊5 医師の治療・投薬の有無にわらず、直近の血圧値が最大値150mmHg以上かつ最小値90mmHg以上に限り告知事項に該当します。

加入者票の発行

加入者に対しては、「定期保険（団体型）加入者（被保険者）票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

1. 保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当したとき、保険金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金などのお支払事由に該当した場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
2. 保険金などの受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡した場合は、遺族の了知を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になったとき、不慮の事故で入院したときなどは、加入者の了知を得てご請求ください。お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。この場合、新カタクリ共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当してもその他の保険金などと同様に商工会議所独自の給付制度のお支払いはありません。
3. 商工会議所独自の給付制度の受取人は事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。